

# 緊急通報システムの説明

【問い合わせ先】

高梁市地域包括支援センター

TEL: 0866-21-0300

FAX: 0866-23-0655

(R3.4.1 作成)

# 目次

緊急通報システムとは	・・・・・・・・・・・・・・・・	3ページ
利用できる人は？	・・・・・・・・・・・・・・・・	3ページ
緊急通報システムの機器について	・・・・・・・・・・・・・・・・	4ページ
緊急通報システムの種類と負担費用	・・・・・・・・・・・・・・・・	5ページ
緊急時のサービス内容の紹介	・・・・・・・・・・・・・・・・	6ページ
緊急時以外のサービス内容の紹介	・・・・・・・・・・・・・・・・	6ページ
緊急時の主な対応方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	7ページ
設置までの流れは？	・・・・・・・・・・・・・・・・	8ページ
協力員とは？	・・・・・・・・・・・・・・・・	9ページ
人感センサーの仕組み	・・・・・・・・・・・・・・・・	10ページ

## 緊急通報システムとは

ひとり暮らしの高齢者等に、日常生活における不安感の解消と、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的とする事業です。

## 利用できる人は？

市内に住所を有し、現に居住する者であって、下記のいずれかに該当し、その居宅に固定電話が設置されている方。

1. おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で病弱な方
2. ひとり暮らしの重度身体障害者（上肢、下肢、体幹又は心臓機能に障害のある方）
3. 75歳以上の高齢者のみの世帯でいずれか一方がねたきり又は病弱な方

# 緊急通報システムの機器について

機器の名前	役割	設置位置や数
緊急通報装置本体	ボタンを押すことで緊急通報など各通報を情報センターへ通報する役割	<ul style="list-style-type: none"><li>• 自宅の固定電話機付近など</li><li>• 1か所</li></ul>
ペンダント型送信機	通報装置から離れた所で緊急通報をする役割 (見通し距離で50メートル以内)	<ul style="list-style-type: none"><li>• 携帯可能</li><li>• 1個</li></ul>
人感センサー (※シーモスのみ)	ご利用者の動きを検知する役割 (※10ページ参照)	<ul style="list-style-type: none"><li>• 日常生活の中でよく通る所 (廊下、トイレ前など)</li><li>• 1か所</li></ul>

# 緊急通報システムの種類と負担費用

区分	委託先	利用者負担金額	特徴
①緊急通報システム	アルソックあんしん ケアサポート(株)	月額 150円	24時間365日 <b>看護師等有資格者が通報センターへ常駐対応</b>
②見守りセンサー機能付 緊急通報システム	(株)シーモス	月額 280円	24時間365日 <b>看護師等有資格者が通報センターへ常駐対応</b> 人感センサーにより、一定時間経過後に <b>自動で通報センターへの通報が可能</b>

## 緊急時のサービス内容の紹介

### 1. 緊急通報受信・対応

ご利用者からの緊急通報を24時間365日常駐している看護師や介護師等がお受けし、通報内容の確認を行い迅速な対応を行います。

### 2. 人感センサーの検知による安否通報受信・対応（シーモスのみ）

人感センサーが異常を検知した場合、自動で通報を行い通報センターで安否通報を受信、ご利用者の安否確認を行います。

## 緊急時以外のサービス内容の紹介

### 1. 相談通報受信・対応

ご利用者が抱える悩みや、健康上の相談などを24時間365日、常駐している看護師や介護師等がお受けいたします。（通話料は無料です。）

### 2. 安否確認の為のお伺い電話（月1回）

安否の確認のため月に1回、通報センターからご利用者宅へお電話します。

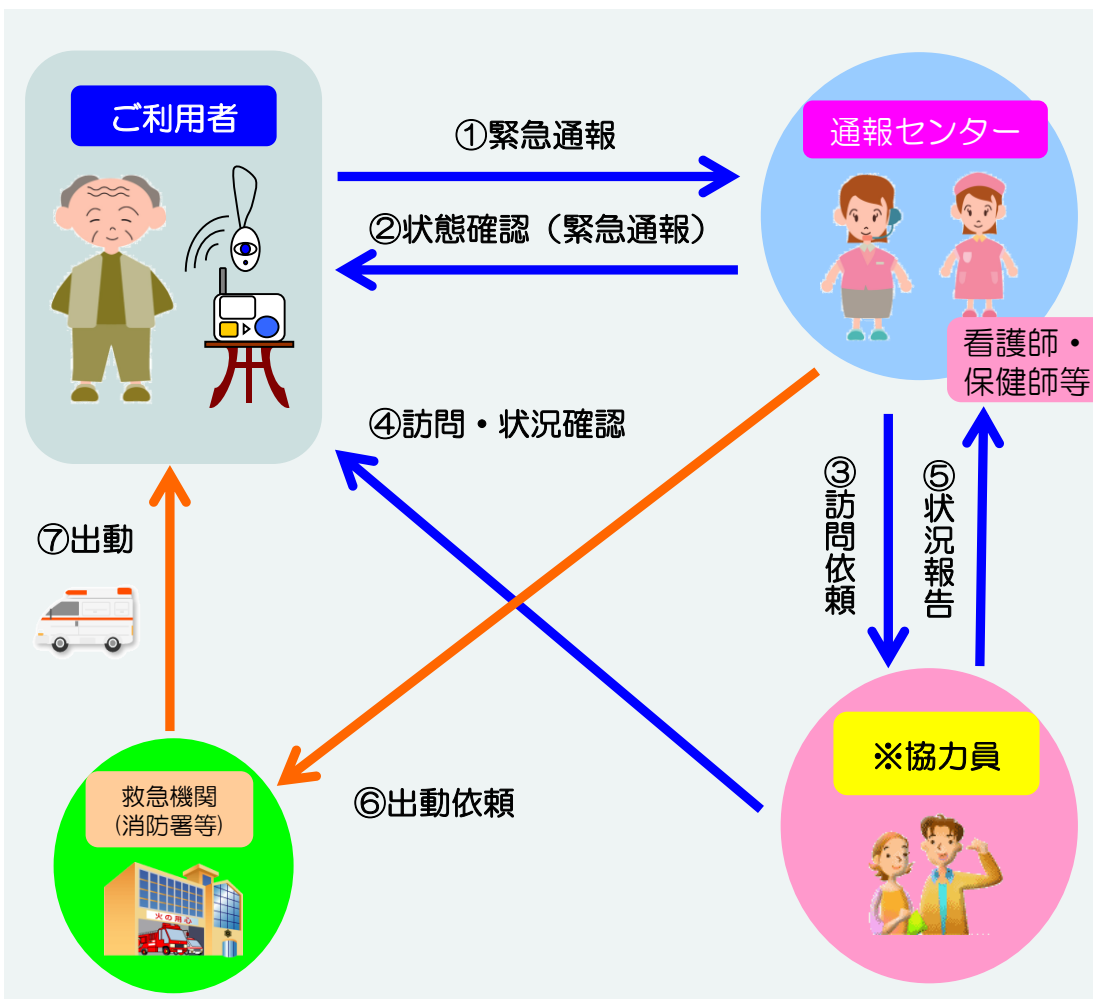
### 3. 災害時の安否確認

大きな災害時や、市役所から依頼があった場合に、安否の確認を行います。

### 4. お誕生日コール（シーモスのみ）

ご利用者の誕生月にお祝いのお電話をします。

# 緊急時の主な対応方法



## 緊急時の通報ルート

- ① 通報センターで緊急通報を受信
- ② ご利用者の状態確認
- ③ 安否の確認が出来ない場合、協力員へ訪問確認を依頼
- ④ 協力員が訪問・状況確認
- ⑤ 協力員からの報告
- ⑥ 必要に応じ救急機関へ出動依頼
- ⑦ 救急機関が出動します

※③④⑤は、ご利用者本人に連絡が取れない場合に行います。

各委託先の通報センターでは、24時間365日看護師や介護士などの有資格者を配置し、ご利用者からの緊急通報に対応しています。

## 設置までの流れは？

### 【申請から決定まで】

1. 申請者が地域包括支援センターもしくは各地域局で申請書類一式を入手し、記入の上、提出
2. 市による審査
3. 申請者が利用決定通知書等を受け取り、口座振替用紙記入を記入し委託業者に提出

### 【設置するとき】（※委託業者が伺います）

1. 申請者または利用者が委託業者と設置日の日程調整（家族等の立会いが必要かを確認）
2. 利用者が機器の設置に立会い、機器の説明を受ける
3. 機器の利用開始



# 協力員とは？



機器の利用にあたり、緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、協力を得る近隣者等のことです。

協力員の方には、次の内容の協力をしていただく場合があります。

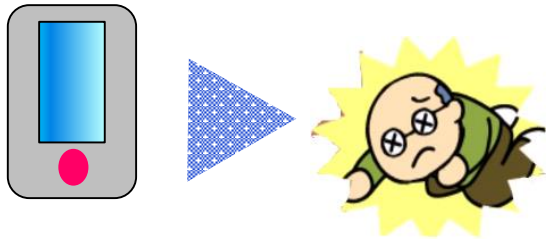
- 1 利用者の安否等の状況確認
- 2 利用者宅の鍵の保管、管理及び緊急時の開錠、施錠等
- 3 緊急時に必要な対応

申請者は、原則として2人以上の協力員を確保し、協力員に欠員を生じた場合には、速やかに補充の届出をしていただきます。

※利用者のご自宅へ5分～15分程度で駆けつけが可能な方が望ましいです。

## 人感センサーの仕組み（※シーモスのみ）

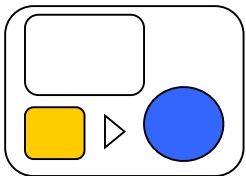
- 動きを検知するセンサーを宅内に設置
- センサーが「動き」を一定時間検知しない場合に、自動で発信します。



センサー(イメージ)

12時間人感センサーの検知がない場合に、異常と判断して自動で通報センターに通報します。

### ※外出・外泊する場合



「相談」ボタンで  
予定を伝える

機器の「相談」ボタンを押して、外出・外泊の予定を通報センターに伝えます。